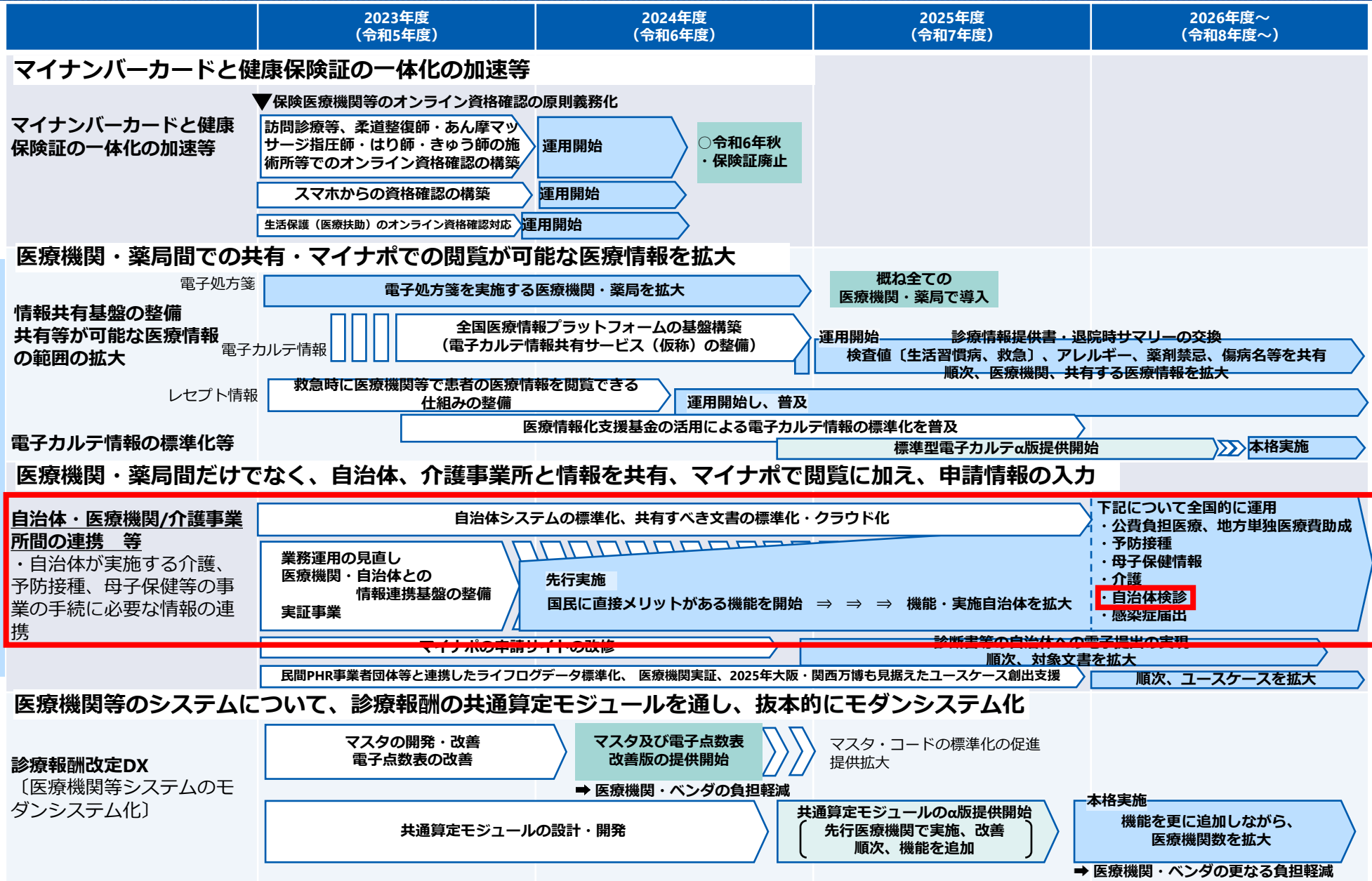


## 自治体検診DXについて

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課

# 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

# 医療DXの推進に関する工程表【関係箇所抜粋】

## 自治体検診情報の医療機関・自治体間の連携

- 全国医療情報プラットフォームの構築
  - ・ オンライン資格確認等システムを拡充し、**保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築**する。
  - ・ 具体的には、全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービス（仮称）に登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築する。また、**自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にする。**
- 自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築
  - ・ 自治体検診情報の共有について2023年度に調査研究を行った上で、2024年度から2025年度にかけて、例えば**がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診といった共有すべき自治体検診情報**について制度面と併せて検討し、標準規格化を行い、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、連携を開始する。

## 保健医療情報の二次利用

- 医療情報の二次利用の環境整備
  - ・ 民間事業者との連携も図りつつ、**保健医療データの二次利用**により、創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興に資することが可能となり、結果として、国民の健康寿命の延伸に貢献する。
- 医療等情報の二次利用
  - ・ **全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用**については、そのデータ提供の方針、信頼性の確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上ありうる課題その他**医療情報の二次活用にあたり必要となる論点**について整理し、**幅広く検討**するため、2023年度中に検討体制を構築する。

# 全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）

## 全国医療情報プラットフォーム



### 「医療DXのユースケース・メリット例」

#### 1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを受けられる。

#### 2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。

#### 3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予約票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予約票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。

#### 4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や確かな診断が可能になる。

# 自治体検診DXの方向性について

- 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。PMHの仕組みを活用し、自治体検診事務のデジタル化を図ることとしてはどうか。
- また、PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築してはどうか。また、他の公的DB等とも連結することを可能とし、自治体検診情報の政策研究等へ活用することとしてはどうか。

## 1 自治体検診事務のデジタル化

現状

将来

住民

- ・ **紙の問診票記入**に際して、毎回、住所や氏名などを記載する手間。
- ・ 受診時に、毎回、**紙の受診券**を医療機関に提出する手間。

- ・ 問診票をスマートフォンで入力可能になり、住所や氏名などの情報は自動で入力。
- ・ マイナンバーカード1枚で検診を受診可能となる。

自治体

- ・ 紙媒体による、対象者への受診券や実施通知の送付、医療機関への検診票の送付等の必要。
- ・ 封入作業（人件費）、通信運搬費（**郵送費**）、健康管理システムへの**情報入力**、費用支払に対する**事務コストが発生**。

- ・ 受診券、実施通知の**ペーパーレス化**により、**封入作業や郵送費が不要**に。健康管理システムへの**入力作業が不要**に。
- ・ 費用支払に対する**事務コストの軽減**（例えば集合契約など事務負担の軽減等に資する他の方策も検討）

医療機関

- ・ 検診結果を手書きにより記入し報告、郵送での費用請求

- ・ 検診結果の報告、費用請求のペーパーレス化

※ PMH導入による効果等を勘案し、費用負担の在り方を検討することが必要。

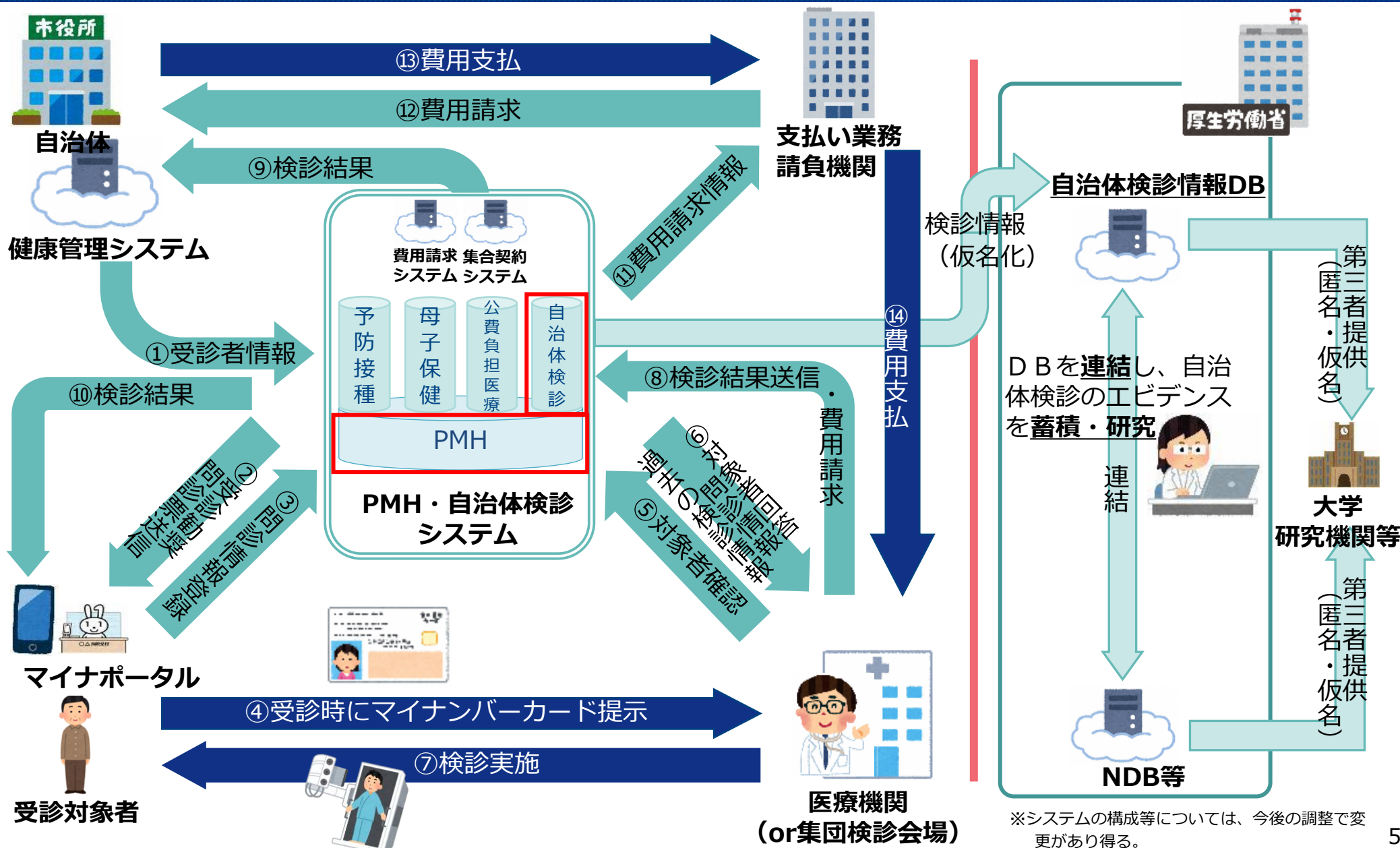
## 2 自治体検診情報の二次利用

- 他の公的DB等とも連結することを可能とし、例えば以下のような自治体検診情報の政策研究等への利活用が考えられる。

- (例)
- ・ がん検診受診の有無とがん罹患情報の連結解析による精度管理
  - ・ 歯周病検診受診の有無と、生活習慣病（罹患状況や医療費）・介護（要介護度）等との関係性の分析
  - ・ 骨粗鬆症検診受診の有無と、医療（骨折の治療歴）・介護（要介護度）との関係性の分析



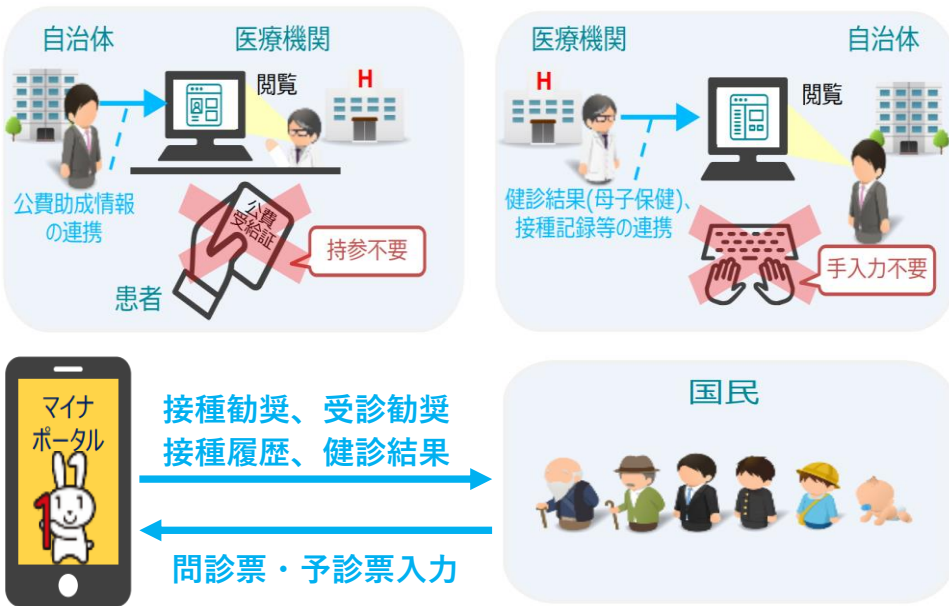
# 自治体検診のデジタル化【将来像（イメージ）】



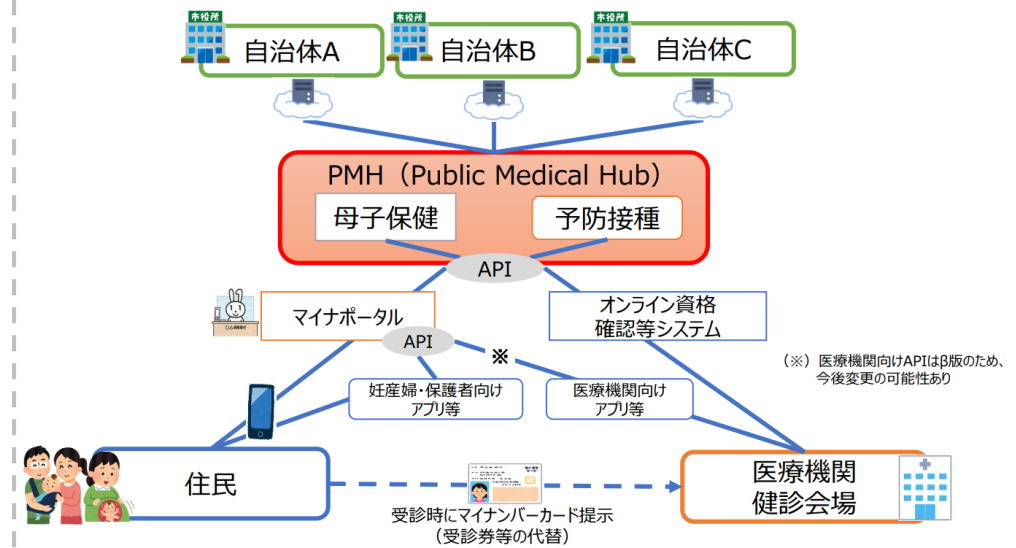
# PMHについて

- **PMH (Public Medical Hub)** は母子保健、予防接種、公費負担医療・地方単独の医療助成制度について、住民、医療機関、自治体間での必要な情報を連携するため、**デジタル庁で開発された自治体・医療機関間の情報連携基盤**。
- PMHのメリットとして、母子保健および予防接種においては、
  - ・事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、**マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できる**ようになる
  - ・**マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨**を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、**接種履歴や健診結果が医療機関等においても確認できる**ようになる
- その他、自治体の**事務負担の軽減**が図られる。具体的には、
  - ・受診券、実施通知の**ペーパーレス化**により、**封入作業や郵送費が不要**になる
  - ・自治体システムへの**健診結果等の入力作業が不要**になることや、**費用支払**に対する**事務コストの軽減**が図られる

## PMHのメリット



## PMHによる情報連携のイメージ (母子保健および予防接種)



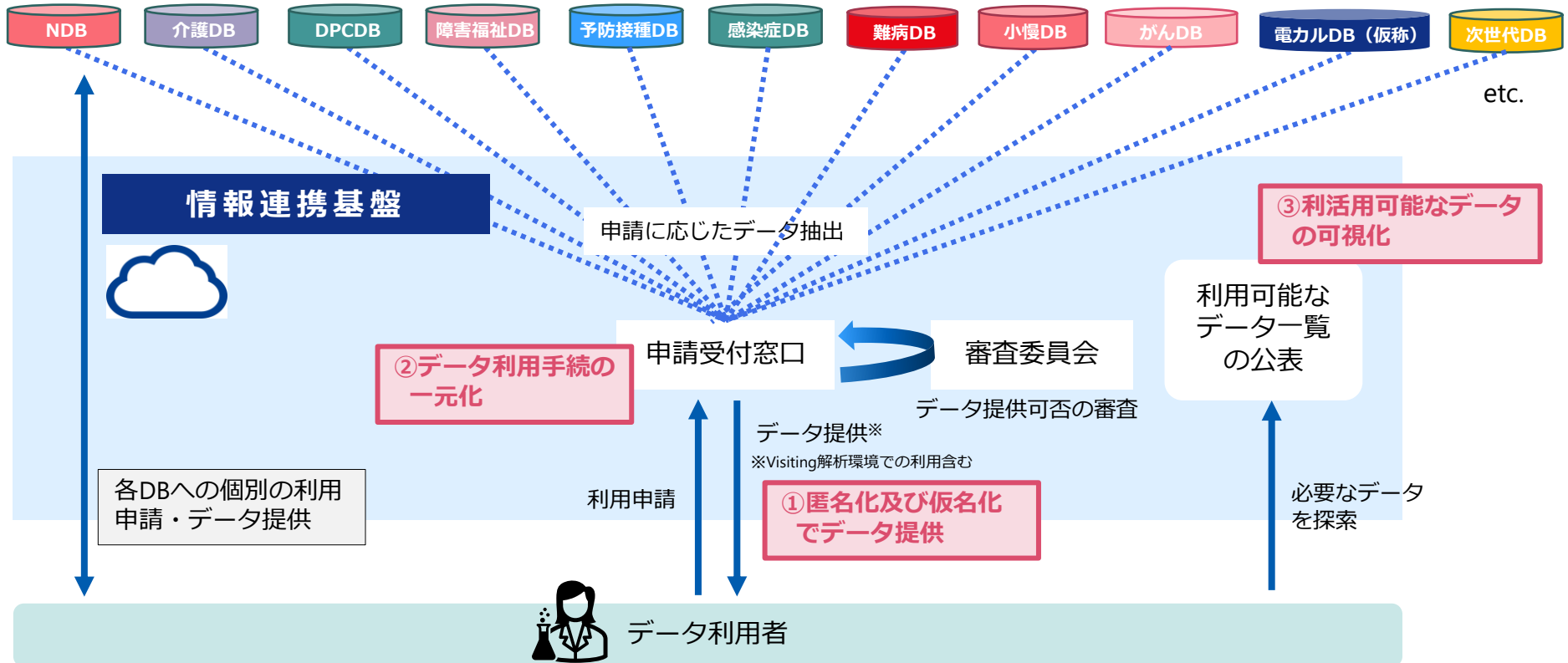
## 医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業 (令和5年度)

公募の結果、合計で16自治体・87医療機関等を採用することとし、先行事業を実施

※(医療費助成) 5自治体・32医療機関等、(予防接種) 9自治体・56医療機関、(母子保健(健診)) 9自治体・19医療機関

# 医療・介護関係のDBの利活用促進の方向性（イメージ）

医療等情報の二次利用については、EUのEHDS法案等の仕組みも参考にしつつ、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースについて、仮名化情報の提供を可能とするとともに、利用申請の一元的な受付、二次利用可能な各種DBを可視化した上で研究者や企業等がリモートアクセスして、各種DBのデータを安全かつ効率的に利用・解析できるクラウドの情報連携基盤を整備する方向で検討中。





## 対応方針（案）

- 自治体検診情報のデータベース（自治体検診DB）については、ニーズに応じた幅広い政策研究等への活用を見据え、匿名化・仮名化した情報の利用・提供を可能としてはどうか。
- 適切な利用を担保するため、データベースの管理方法や保護措置等については、以下のとおりとしてはどうか。

## データベースの管理や保護措置等に関する具体的な対応

### データベースの管理

- 自治体検診DBから申請に応じて情報を仮名化して提供することを想定していることから、仮名化情報の取扱いに関し、個人情報保護法上求められる水準と同等程度の安全管理措置等を講じる。

### 利用の場面・目的

- 匿名化・仮名化した自治体検診DB情報は、国民保健の向上に資するため、幅広い利用を可能とする。
- 審査委員会において、利用目的や利用を求める情報の内容等に関する審査を経た上で提供する。自治体検診DB情報の提供に係る情報の加工基準や審査基準については、厚生労働大臣が別途定める。

### 利用者の保護措置・利用環境

- 照合の禁止、データ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等の措置を講ずる。
- その上で、仮名化した情報の取扱いに関しては、
  - ・ 今後構築されるクラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting解析環境での利用を基本とし、ログの活用等により利用者のデータの利用状況を日常的に監視・監督を行う。
  - ・ 匿名化情報より厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣による利用者に対する措置要求の義務（※）や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設ける。

（※）個人情報保護法第70条においては、行政機関の長等は、利用目的のために保有個人情報を提供する場合等において、必要があると認めるときは、その利用者に対して利用目的や方法の制限等の必要な制限を付し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとされている。

## 参考資料



# 日本の健診（検診）制度の概要

## 全体像

- 母子保健法や学校保健安全法に基づき、乳幼児や児童・生徒等に対して健康診査（健康診断）を実施。
- 医療保険各法や高齢者医療確保法に基づき保険者が被保険者・被扶養者に対して、労働安全衛生法に基づき事業主が労働者に対して、健康診査（健康診断）を実施。
- 健康増進法に基づき、市町村が一定年齢の住民に対してがん検診などの各種検診を実施。

乳幼児等

### 母子保健法

【対象者】 1歳6か月児、3歳児  
【実施主体】 市町村 <義務>

児童生徒等

### 学校保健安全法

【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童  
【実施主体】 学校（幼稚園から大学までを含む。） <義務>

被保険者・被扶養者

うち労働者

その他

### 医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】 被保険者・被扶養者  
【実施主体】 保険者 <努力義務>

### 労働安全衛生法

【対象者】 常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり  
【実施主体】 事業者 <義務>  
※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施

### 健康増進法

【対象者】 住民  
【実施主体】 市町村 <努力義務>  
【種類】

### 特定健診

### 高齢者医療確保法

【対象者】 加入者  
【実施主体】 保険者 <義務>

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

- ・ 歯周疾患検診
- ・ 骨粗鬆症検診
- ・ 肝炎ウイルス検診
- ・ がん検診  
（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）
- ・ 高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

### 高齢者医療確保法

【対象者】 被保険者  
【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 <努力義務>

39歳

40歳  
74歳

75歳

# 健康増進事業として行う検診（自治体検診）について

- 健康増進法第19条の2に基づき、市町村は以下の検診を実施することに努めることとされている。

種類	目的	対象者・受診間隔	検査項目	
歯周疾患検診	歯の喪失を予防する	20、30、40、50、60、70歳の者	問診、歯周組織検査	
骨粗鬆症検診	早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防する	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	問診、骨量測定	
肝炎ウイルス検診	肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を図る	40歳以上の者 (過去に検診受診していない者に限る)	問診、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査	
がん検診	がんの予防と早期発見の推進を図る	50歳以上の者・2年に1回 (胃部エックス線検査については、当分の間、「40歳以上の者・年1回」で実施可)	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	
		20歳代の女性・2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	
		30歳以上の女性	2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診
			5年に1回 ※罹患リスクが高い者については1年後に受診	問診、視診、HPV検査単独法 ※実施体制が整った自治体で選択可能
		40歳以上の者・年1回	質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(※) ※原則として、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上である者(過去における喫煙者を含む)に対して実施。	
		40歳以上の女性・2年に1回	質問(問診)、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	
40歳以上の者・年1回	問診、便潜血検査			

令和7年度概算要求額 10億円(一億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ◆「医療DXに関する工程表」(令和5年6月2日)において、**全国医療情報プラットフォームを構築**することとされ、**自治体検診情報**についても、これと**連携する仕組みを構築**することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にし、自治体システム標準化の取組の状況を踏まえながら、連携を開始することとされている。
- ◆「地方公共団体等における必要な保健医療情報を安全に共有できる仕組みの構築に向けた調査研究等一式」(令和5年度委託事業)において、**自治体検診情報の全国医療情報プラットフォームとの連携**に際しては、**PMHの活用が効果的・効率的**であると示された。
- ◆一方で、現状の紙を中心とした運用と、PMHを活用したスキームでは、自治体検診事務が大きく異なる。

自治体におけるPMHの活用の全国的な展開を円滑に進めるため、自治体検診のデジタル化に係るモデル構築を図る

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 予防接種、母子保健の先行実施の実施状況を踏まえつつ、自治体検診DXにおけるPMH導入に向けたモデル事業を実施する。

